（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十五条の四の二　法第七十二条の五十七の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一　相互協議（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二　相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三　租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

2　法第七十二条の五十七の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3　法第七十二条の五十七の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一　当該猶予を受けようとする事業税の納税義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号

二　法第七十二条の五十七の二第一項に規定する事業税額並びにその年度及び納期限

三　前号の事業税額のうち当該猶予を受けようとする金額

四　当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

第三十五条の五第一項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「第百六十一条第三号」を「第百六十一条第一項第七号」に改め、同項第三号及び同条第三項第二号中「とき。」を「とき」に改める。

第三十五条の七の二第四項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第三十五条の二十第二項第二号中「六分の一」を「十五分の三」に改め、同項第三号中「六分の一」を「十五分の二」に改める。

第三十六条の三第四項第一号及び第二号中「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改め、同項第四号中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第六項中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改め、同条第七項中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。

第三十六条の八第一項第一号及び第三十六条の九第一項第二号中「公益社団法人又は」を「公益社団法人、」に改める。

第三十六条の九の二を削る。

第三十六条の十の見出し及び同条第一項中「第七十三条の四第一項第四号の八」を「第七十三条の四第一項第四号の七」に改め、同項第一号中「公益社団法人又は」を「公益社団法人、」に改め、同条第二項中「第七十三条の四第一項第四号の八」を「第七十三条の四第一項第四号の七」に改める。

第三十六条の十一（見出しを含む。）中「第七十三条の四第一項第四号の九」を「第七十三条の四第一項第四号の八」に改める。

第三十七条中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第百二十三号）」を加え、「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第三十七条の四中「独立行政法人科学技術振興機構が」を「国立研究開発法人科学技術振興機構が」に、「独立行政法人科学技術振興機構法」を「国立研究開発法人科学技術振興機構法」に改める。

第三十七条の七中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改める。

第三十七条の八中「独立行政法人海洋研究開発機構が独立行政法人海洋研究開発機構法」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構が国立研究開発法人海洋研究開発機構法」に改める。

第三十七条の九の三中「第二十六条第一項第四号又は第五号」を「第二十六条第一項第七号又は第八号」に改める。

第三十七条の九の五中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「まで及び」を「まで又は」に改める。

第三十七条の九の六中「独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究センター法」に、「当該」を「これらの」に改める。

第三十七条の九の七中「独立行政法人情報通信研究機構が独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改める。

第三十七条の九の十中「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「第十一条第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、「まで」の下に「又は第二項第一号」を加える。

第三十七条の九の十一の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の四第一項第三十九号の不動産）

第三十七条の九の十二　法第七十三条の四第一項第三十九号に規定する国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一項第三号から第五号まで又は第二項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一　事務所の用に供する不動産

二　宿舎の用に供する不動産

第三十七条の十六第一号中「、第三十九条の二の三第一項」を「、第三十九条の二の四第一項」に、「第三十九条の二の三第一項第一号」を「第三十九条の二の四第一項第一号」に改め、同条第二号中「第三十九条の二の三第一項第二号」を「第三十九条の二の四第一項第二号」に改める。

第三十七条の十八第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三十九条の二の三を第三十九条の二の四とし、第三十九条の二の二の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の十四第十四項の政令で定める者）

第三十九条の二の三　法第七十三条の十四第十四項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

第四十五条の三の二の見出しを「（法第二百九十二条第一項第四号の五ホの純資産額）」に改め、同条中「第六条の二十三の二」を「第六条の二十五」に、「第二百九十二条第一項第四号の五」を「第二百九十二条第一項第四号の五ホ」に改め、同条を第四十五条の五とする。